

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十年六月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成十九年広島県選挙管理委員会告示第七十二号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成十九年三月九日提出の「宮政利後援会」の平成十八年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日	
宮政利後援会	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 寄附 寄附（政党匿名寄附を除く） 寄附の内訳 3,650,000 円 3,650,000 円	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 寄附 寄附（政党匿名寄附を除く） 政治団体からの寄附 寄附の内訳 政治団体からの寄附 ひろしま分権自治フォーラム 広島市西区 700,000 円 4,350,000 円 700,000 円 700,000 円	4,052,561 円 3,989,000 円 2,789,570 円 3,989,000 円 3,650,000 円 3,650,000 円 3,650,000 円 4,752,561 円 4,689,000 円 3,489,570 円 4,689,000 円 4,350,000 円 4,350,000 円 700,000 円 4,350,000 円 700,000 円 700,000 円	平成二〇年 四月一四日